

平成21年度第1回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成21年11月6日)

開催日及び場所		平成21年6月30日(火) 仙台合同庁舎6階第1会議室		
委員		箱木 禮子(大学教授) 藤居 宏一(大学名誉教授) 矢吹 昭夫(司法書士) 東海林 行夫(弁護士)		
審議対象期間		平成21年1月1日～平成21年3月31日		
審議対象案件		410件 うち、1者応札38件 契約の相手方が公益社団法人等の案件8件		
抽出案件		14件 うち、1者応札2件 (抽出率3.4%) (抽出率5.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事 指名競争	一般競争	4件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		工事希望型競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	随意契約	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
	物品役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約 (企画競争・公募)	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
随意契約 (その他)		0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
(特記事項) なし。				
		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)	
委員からの意見・質問 それに対する回答等		別紙のとおり	別紙のとおり	

委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。
---	-----

事務局：東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(平鹿平野(二期)成瀬頭首工ゲート設備建設工事(第1回変更))</p> <p>この工事は落札率が当初 86.9 % だったということですね。これは入札の際の予定見積額に対する落札価格の割合という理解でよろしいか。</p> <p>それが変更後の予定価格に対する契約金額の割合を出してみると 99.9 % になっている。これが何故こうなるのかがわからないのだが。例えば当初の競争入札段階で 10,000 千円の予定価格で競争にかけた場合、落札率 80% で落札したということであれば、2,000 千円の利得は発生する訳ですよ。その後その落札者に対して 2,000 千円相当額の追加工事を発注したとすると、その落札者には追加工事分について、いわば 100 % の見積もり、つまり 2,000 千円というレベルで見積り契約したとしても一番最初の入札で生じた 2,000 千円という経費の節約利得は残るはずですよ。それが 99.9 パーセントだと。しかもこれが一つだけの契約であれば、未だ色んなことがあるんだろうとも思うのだが、工事編の一般競争入札分の平均落札率は約 88 %。ところが変更契約後の割合を見ると、たいがい 99 % ですよ。そうすると一番最初に競争入札に付することによって圧縮した国側の利得というのは、全部その後の変更契約で消えてしまう。何故こうなるのかがよくわからない。</p>	<p>予定価格に対する落札価格の割合ということである。</p> <p>変更する時の予定価格については、当初の落札率を反映し予定価格自体を下げてしまうので、落札率は高くなってしまいうという現象が出てくる。委員が言われた疑問、当初の 2,000 千円分がどこかに消えてしまうということではなく、予定価格自体を当初の落札率に合わせて下げてしまうために変更後の落札率は、高くなるということである。</p>

(仙台合同庁舎 6 ・ 7 階事務室照明設備
改修工事)

この工事は低入だが、これは 1 位も 2 位も軒並み低いことになっていますね。低入にも二通りあって、極端な例としてはひとつは 2 番札でも予定価格に対して半分くらいのもの。もうひとつは総じて全部低く入っているもの。こうなると予定価格とは何だろうかということになりかねない。みな総じて安く入れる原因があるのか。

(隈戸川 建設発生土受入地整備工事)

これは最初 50 者を選定し、最終的には 47 者が辞退している。理由としては、配置予定技術者を確保できないということだが、この場合の「配置予定技術者」とはどのような資格の技術者なのか。

50 者から 3 者に減るようなことは、よくあることなのか。

予定価格の積算については、当方の積算基準や、またその基準のないものについては参考見積もりを取得して単価を決定するなど適正に設定している。結果として総じて低くなっているが、一番大きな要因は、蛍光灯の単価である。従来型の蛍光灯から省エネ型のものに交換するものだが、この蛍光灯の納品単価について、長年取引関係にある業者から納入し単価を抑えたということが一番大きな要因になっている。熟練工の配置による工期の短縮等、様々業者の方も工夫している訳だが、この落札した業者は、その点が一番大きな要因であり、他の業者についてもそれぞれ資材単価を圧縮する術をもっていたということが考えられる。

配置予定技術者は、1 級又は、2 級の土木施工管理技士の資格で、そういう者をこの工事に専任出来ることという条件を付けている。年度末という時期と重複出来ないという条件もあり、47 者が年度末で多くの受注を抱えていたことから、最終的に参加者が少なくなったものと思われる。

この地区の工事は、過去にも工事希望型で発注したが、その時も予想外に参加者が少なかったことから、今回は最大限の 50 者を選定した。年度末の工事でもあり、技術者が確保できない心配も多分にあり、50 者を選定したが、。結果として 3 者しか資料の提出がなかったということである。

低入札については毎回問題になるが、事前に調査を行うと説明があったが、工事完了後の調査もあり得るのか。

何か問題があれば、その者は次の入札参加は出来ないのか。

(全体実施設計赤川二期地区赤川揚水機場実施設計業務)

この業務について、随意契約を選択した理由は何か。

会計法の29条の3の4項に「随意契約にしてもいい場合は」、と規定されてるが、ここでの規定の仕方は、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」そういう規定をしており、プロポーザル方式を取れば、契約の性質又は目的が競争を許さないことになり、随意契約にするという、そういう考え方を法律ではしてないですね。

低入札を行った業者については、監督や現場の管理体制等、常時指導、監督を行っている。

そういうことになる。それを防ぐためにもしっかりと安全確保や品質確保という面で低入札対策を行っている。

プロポーザル方式の業務であり、公募をして技術提案を求める。何者かの技術提案の中で技術が一番高い点数を評価をし、高い点数の者と随意契約をするという方式である。この業務の内容が、機場の撤去、撤去にかかる土工、あるいは濁水処理の関係や騒音対策等が必要であるということと、堤防を一部開削して液状化の対策も行う必要があることから、技術的に難しいことからプロポーザル方式とした。数者に技術提案を提出させ、技術的に一番点数の高い者を選定し、その者と見積もり合わせをするという方式を取ったものである。

公共調達の適正化ということで、国の契約について一者随契については、適正な理由がない限り排除して行くという考え方になった。委員が言われた会計法の条項の適用については、これまで随意契約については各省庁毎の考え方で行われていたが、財務省で条項の解釈について、統一的に取りまとめて各省に通知したところである。その中で法令に基づき相手が一者と決まっているもの等、それ以外で随意契約する場合には、企画競争を行うなど、随意契約ではあるが競争性を持

今後、資料で随意契約にした理由を書く時には、単にプロポーザルをやったからということではなくて、この契約が、その通達上のどれに該当するのかがわかるような書き方をしていただきたい。こちらとしてもわかりやすいと思うのだが。

(農業基盤整備基礎調査農地等調査地図電子化業務)

「資格」の「2」に「ESRI ジャパン(株)のビジネスパートナーであること」という資格あるがこの資格を持っている会社は、複数あるのか。

たせた契約方式に移行しており、現在未だその方式が運用されてもいい期間になっている。ただ今後については、一般競争、価格競争が望ましいが、調査・研究など調達内容によっては一般競争の中でも、総合評価方式に移行する等、今は過渡期であり、委員が言われた会計法の条項の統一的な読み方については、各省バラバラではなく、統一的な考え方のもとに適用するという事になっている。

今年度から、入札契約手続審査委員会を局内に設置して、今言われた随意契約については、全て審査をすることになっている。その時のチェックの項目として委員が言われたような、公共調達の適正化通知のどこに該当するのかをきちんと整理したうえで審査決定するという手順を作り契約をしているのが現状である。これからの審議については、入札契約手続審査委員会で間違いなくチェックをされていると理解していただきたいと思う。

20者程度ある。